

## 一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱

財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者登録要綱  
(平成13年2月14日制定)の全部改正(平成23年1月31日制定)

改正	平成25年	1月24日	平成25年	3月27日
	平成29年	2月1日	平成30年	2月7日
	令和3年	2月22日	令和5年	3月14日
	令和7年	2月25日		

題名・・・改正 平成25年 1月24日

(目的)

**第1条** この要綱は、一般財団法人札幌市住宅管理公社財務会計規程(昭和52年11月18日規程第6号)及び一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領(昭和52年11月18日制定。以下「要領」という。)の定めるところにより、理事長が締結する契約案件(以下「契約案件」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者の登録申請に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格等)

**第2条** 理事長は、第4条に定める業種及び工種について、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成するものとする。

2 前項に規定する資格者名簿への登録は、競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)からの申請により行うものとし、申請者は以下の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 第4条に定めるいずれかの業種又は工種(等級区分を設けたものについては同一等級に限る。以下同じ。)で札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者(第4条別表2に掲げる工種(「6 機械設備」を除く。)については、札幌市内に本店(建設業許可上の主たる営業所の所在地)を登録している者)であること。
- (2) 要領第2条の規定により理事長から一般競争入札への参加を現に制限されている者(要領第20条の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)に該当しないこと。

(登録時期)

**第3条** 前条第2項の登録は、定時登録(次条別表1に掲げるものについて4年に一度、同条別表2に掲げるものについて2年に一度行うものをいう。以下同じ。)及び追加登録(定時登録を行わない時期において、理事長が必要に応じて行うものをいう。以下同じ。)によるものとする。

(登録業種・工種)

**第4条** 理事長は、申請者に対し、契約案件ごとに定める業種分類表(別表1)及び工種(業種)分類表(別表2)により、希望する業種及び工種について申請させるものとする。

(登録申請の方法)

**第5条** 申請者は、次の各号に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。

- (1) 競争入札等参加資格者登録申請書（役務、工事・建設関連サービス）
- (2) 使用印鑑届出書（使用印鑑届出書 兼 委任状）
- (3) 資本関係及び人的関係に関する申告書
- (4) 札幌市の競争入札参加資格認定通知書（物品・役務、工事・建設関連サービス・道路維持除雪）の写
- (5) その他理事長が必要と認めるもの  
（登録可能な業種・工種の数の制限）

**第6条** 申請者は、第4条別表1に掲げるいずれか一の中分類（業種）及び同条別表2に掲げるいずれか一の中分類（業種又は工種）に限り申請することができる。

（資格の決定、通知及び登録）

**第7条** 理事長は、申請書類の審査の結果、申請者が競争入札の参加資格を有すると決定したときは、第4条別表1及び同条別表2に基づきその業種及び工種を決定したうえで、資格者名簿に登録するとともに、競争入札等参加資格者登録通知書（以下「登録通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。なお、登録通知書への押印及び契印は要しない。

2 理事長は、申請書類の審査の結果、申請者が登録資格を有しないと決定したときは、競争入札等参加資格者不登録通知書により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（登録の有効期間）

**第8条** 前条第1項の規定による登録の有効期間は、理事長が別に定める始期を当該期間の初日とし、次の各号に規定する期間の末日が終了することをもって当該期間の満了とする。

(1) 定時登録の有効期間

- ア 第4条別表1に掲げる業種 始期から起算して4年
- イ 第4条別表2に掲げる業種及び工種 始期から起算して2年

(2) 追加登録の有効期間

- ア 第4条別表1に掲げる業種 前号アで定める定時登録の有効期間の末日
- イ 第4条別表2に掲げる業種及び工種 前号イで定める定時登録の有効期間の末日

2 事故により前項で定めた登録の有効期間の終期までに第7条第1項の規定による資格審査に基づく参加資格を決定できないとき、既に有効な資格審査の登録は、前項の規定にかかわらず、改めて行う資格審査に基づく定時登録の有効期間の始期の前日まで引き続き有効とする。

（申請事項等の変更）

**第9条** 参加資格者は、別表3に掲げる事項に変更が生じたときは、必要に応じその事実を確認できる書類を添付して速やかに競争入札等参加資格変更申請書（届）を理事長へ提出しなければならない。

（参加資格者の登録及び業種・工種の承継）

**第10条** 参加資格者の登録は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者に限り承継することができる。

- (1) 第7条の規定により決定した業種又は工種について、札幌市競争入札参加資格者としての承継を認められた者
  - (2) 要領第2条の規定による競争入札への参加制限を現に受けていない者
- 2 前項の承継に際しては、次の各号に掲げる書類を添付して速やかに競争入札等参加資格変更申請書（届）を理事長へ提出するものとし、その手続きについては、第5条から第7条の規定を準用する。
- (1) 札幌市競争入札参加資格者合併等（合併・事業（営業）譲渡・会社分割）届の写
  - (2) 札幌市の競争入札参加資格認定通知書（前号の届出内容によるもの）の写
- 3 参加資格者である法人の第7条の規定により決定した業種又は工種の登録は、会社分割又は一部の事業譲渡を行った場合に限り承継させることができる。この場合の手続きについては、前項の規定を準用する。
- （参加資格者の登録業種・工種の変更）

**第11条** 参加資格者は、第8条に規定する登録の有効期間内に、登録業種又は工種を変更しようとするとき（前条の規定による場合を除く。）は、次項に定めるところにより、毎年度当初1回に限り変更申請を行うことができる。

- 2 第5条から第7条の規定は、前項の申請手続きについて準用する。
- （参加資格者の登録辞退）

**第11条の2** 参加資格者は、第8条に規定する登録の有効期間内に、登録を辞退しようとするときは、競争入札等参加資格者登録の辞退届を理事長へ提出するものとする。

- 2 理事長は、前項に規定する辞退届の提出があったときは、次条の規定にかかわらずその登録を取り消すものとする。
- （参加資格者登録の取消し及び通知）

**第12条** 理事長は、参加資格者が次の各号に該当することとなったときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項に規定する登録資格を喪失した者
- (2) この要綱の規定に基づく申請、申告及び届出（以下「申請等」という。）において虚偽の申請等をした者
- (3) 当公社の入札、契約又は工事等に関して不正不実の行為を行った者

（実施細目）

**第13条** この要綱の実施について必要な事項及び様式は、理事長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年 2月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱（以下「改正後の要綱」という。）の施行の際現に改正前の財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者登録要綱の規定に基づく指名競争入札等参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者は、改正後の要綱の施行日に、改正後の要綱の参加資格者名簿に登録された者とみなす。この場合において、当該登録された者とみなされる登録の有効期間は、改正後の要綱第8条第1項の規定に

かかわらず、平成23年3月31日までとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年 1月24日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱（以下「改正後の要綱」という。）の施行の際現に改正前の財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱の規定に基づく競争入札等参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者は、改正後の要綱の施行日に、改正後の要綱の参加資格者名簿に登録された者とみなす。この場合において、当該登録された者とみなされる登録の有効期間は、改正後の要綱第8条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に、改正前の要綱に基づいて既に参加資格者名簿に登録されている者の有効期間は、第4条別表1に該当する者は平成30年3月31日まで、同条別表2に該当する者は平成29年3月31日までとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月24日から施行し、第8条に規定する登録の有効期間の始期が令和3年4月1日以降の登録申請に関する事務処理について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日において第4条別表1に掲げる中分類（業種）で資格者名簿に登録されている参加資格者の登録有効期限の終期は、改正前の要綱の規定にかかわらず令和4年3月31日とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱（以下「改正後の要綱」という。）の施行前に行われた令和5年4月1日を登録有効期間の始期とする定時登録申請の審査については、改正前の要綱の規定により取扱う。
- 3 令和5年4月1日以降を登録有効期間の始期とする第4条別表2に掲げる業種又は工種の申請者（参加資格者を含む。）である場合を除き、当分の間、改正後の要綱第5条第3号に掲げる資本関係又は人的関係に関する申告書の提出は要しない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月28日から施行し、改正後の要綱第8条第1項において規定する有効期間の始期が令和7年4月1日以降となる定時登録及び追加登録（以下「登録」という。）について適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第4条別表1に掲げる業種の登録において、同第5条第3号に掲げる資本関係又は人的関係に関する申告書については、当分の間、提出を要さない。なお、次項に規定する登録についても同様とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正前の要綱第4条別表1に掲げる業種並びに別表2に掲げる業種及び工種に係る登録については、有効期間が満了するまでの間、なお効力を有する。
- 4 前項に規定する登録に関する事務処理等については、なお従前の例による。

## 業種分類表

下記に定める業種（中分類及び小分類）について、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを要する。

大分類	中分類	小分類
一般サービス業	1 機械・家具等保守・修理業、 その他小規模修理・修繕業	(1) 機械保守・修理業 ※一般機械器具、電気機械器具、精密機械器具保守・修理業を含む (2) 家具修理業 (3) その他保守・修理業 ※市有施設等小規模修繕業を含む
	2 情報サービス、研究・調査 企画サービス業	(1) ソフトウェア業 (2) 情報処理サービス業 (3) その他情報サービス、研究・調査企画サービス業
	3 計量証明業	(1) 環境計量証明業 (2) その他計量証明業
	4 建物清掃業	(1) 建物一般清掃業 ※じゅうたんクリーニング、高層外装清掃業含む
	5 建物環境衛生管理業	(1) 室内空気環境測定業 (2) 水質検査業 (3) 貯水槽清掃業 (4) ねずみ・昆虫等防除業 (5) 排水管清掃業
	6 警備業	(1) 機械警備業 ※施設警備業、その他警備業を含む
	7 建物設備等保守管理業	(1) 電気設備保守業 (2) 機械設備保守業 (3) 消防設備保守点検業 (4) 電話交換業 (5) その他建物設備等保守管理業
	8 廃棄物処理業	(1) 一般廃棄物処理業 (2) 産業廃棄物処理業 (3) その他廃棄物処理業
	9 公園街路樹等管理業	(1) 公園街路樹等管理業 (2) 庭園等管理業
	10 その他サービス業	(1) 他に分類されないサービス業

## 工種（業種）分類表

下記に定める中分類（工種又は業種）について、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録（備考欄で等級区分を設けたものについては同一等級に限る。）されていることを要する。

大分類	中分類 (工種又は業種)	備 考
工 事	1 土 木	等級区分は、B又はCに限る。
	2 造 園	
	3 建 築	等級区分は、A、B及びC
	4 電 気	等級区分は、A、B及びC
	5 管	等級区分は、A及びB
	6 機械設備	
	7 塗 装	
	8 防 水	
	9 建 具	
	10 通 信	
サー ビス業 建設 関連	1 建築設計・監理業	
	2 土木設計・監理業	
	3 設備設計・監理業	

## 変更申請書（届）を要する申請等事項

変更が生じた事項	添付書類
1 商号又は名称	登記事項証明書※1・2 (履歴事項全部。写し可)
2 代表者 (役職・氏名)	登記事項証明書※1・2 資本関係及び人的関係に関する申告書※4 委任状※5 (契約締結権限等を委任する場合のみ必要)
3 本店所在地	登記事項証明書※1～3 (履歴事項全部。写し可)
4 受任者(支店長名等) (役職・氏名)	委任状 使用印鑑変更届
5 受任者(支店長名等)の 名称及び所在地	添付書類不要
6 使用印鑑	使用印鑑変更届
7 電話番号	添付書類不要
8 FAX番号	添付書類不要
9 資本関係及び人的関係に 関する申告書により申告を 要する特定関係	資本関係及び人的関係に関する申告書※4
10 Eメールアドレス	添付書類不要 (Eメールアドレスのみ変更する場合、変更届は 任意の様式とすることができ、押印も不要)

※1 個人事業主の場合は、登記事項証明書に代えて官公庁（札幌市、税務署等）への届出書控え等でも可。

※2 変更事実の発生から登記完了までに時間を要する場合並びに入札（見積合せ）への参加、契約の締結及びその履行に際し、変更後の申請等事項による手続き等が必要な場合は、代替書類（取締役会議事録、株主総会議事録、法務局受付済の登記申請書写し等）を提出し、登記完了後に登記事項証明書を提出することによる手続きでも可。

※3 建設業許可変更申請書写し又は官公庁発行の証明書でも可。

※4 代表者変更が生じた際は、既申請等事項について変更がない場合を含め、提出が必要。

※5 代表者（委任者）変更のため、受任者に変更がない場合であっても提出が必要。